の新築

才

をお考えの皆さま

I. 住宅新築の減額制度(新築した年の12月末までに申告)

居住部分の床面積が50平方に以上280平方に以下の専用住宅や併用住宅、共 同住宅(居住部分が2分の1以上)などを新築した場合。

※一戸建て以外の賃貸住宅(アパートなど)は、40平方に以上280平方に以下

●減額される税額および期間

居住部分の床面積120平方に分について、税額の2分の1が減額されます。 ①一般住宅は新築後3年間 ②3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後5年間 ※宮城県より認定を受け、平成24年3月31日までに新築した長期優良住宅は 減額の期間が①は5年、②は7年となります。

●申告に必要な書類

・新築住宅に対する減額申告書 ・長期優良住宅に対する減額申告書 など

Ⅱ. 住宅耐震改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工 事を行った場合(工事費30万円以上のもの)。

- ●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120平方気分につ いて、改修の時期に応じて税額の2分の1が減額されます。
- ①平成22年~24年改修は2年間 ②平成25年~27年改修は1年間
- ●申告に必要な書類
- ・住宅耐震改修減額申告書 ・耐震基準適合証明書(建築士免許証の写しを添付)

Ⅲ. 住宅省エネ改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

平成20年1月1日以前に建築した住宅で、平成25年3月31日までに現行の省 エネ基準に適合する改修工事を行った場合(工事費30万円以上のもの)。ただし、 賃貸住宅は除きます。

●対象となる改修工事

①窓の断熱改修工事(必須) ②①と併せて行う床や天井、壁の断熱改修工事

●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120平方気分につ いて、改修の翌年度に限り、税額の3分の1が減額されます。

●申告に必要な書類

- ・住宅熱損失防止(省エネ)改修減額申告書
- ・熱損失防止改修工事証明書 (建築士免許証の写しを添付)
- ・工事内容と費用を確認できるもの

Ⅳ. 住宅バリアフリー改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

平成19年1月1日以前に建築した住宅で、平成25年3月31日までに次の改修 工事を行った場合(補助金などを除いた自己負担額が30万円以上のもの)。た だし、賃貸住宅は除きます。

- ●**居住者の要件** 次のいずれかの方が申請時に居住していること。
- ・改修翌年の1月1日現在65歳以上の方 ・障害者手帳をお持ちの方
- ・要介護または要支援認定を受けている方

●対象となる改修工事

①廊下の拡幅 ②階段のこう配緩和 ③浴室またはトイレの改良 ④手すりの 取り付け ⑤床の段差解消 ⑥引き戸への取り換え ⑦床表面の滑り止め化

●減額される税額と期間

改修した住宅の居住部分の床面積100平方に分について、改修の翌年度に限 り、税額の3分の1が減額されます。

●申告に必要な書類

- ・住宅バリアフリー改修工事減額申告書 ・工事内容と費用を確認できるもの
- ・改修前後の写真 ・補助金または給付金の決定通知書などの写し
- ・納税義務者の住民票の写し ・居住者要件を満たすことを証明する書類

※これらの制度は、平成22年9月1日現在のものです。

固定資産税 と都市計 市 計 圁 税 **(7)** 減 額 制

※減額制度 ださ 度をご存じ プ ラ ゎ ンにぜ です

問税務課 ☎22-1313

V. その他の税金について

●不動産取得税

土地や家屋を取得した方に一度 だけ納めていただく県の税金で す。一定の要件を満たした住宅を 購入した場合に減額されます。 問大河原県税事務所

☎0224-53-3111

●所得税

住宅を購入または改築すると、 確定申告により所得税の還付(住 宅ローン減税) を受けることがで きる場合があります。

問大河原税務署 ☎0224-52-2202

●国民健康保険税

国民健康保険税は、加入者の所 得と固定資産税に応じて計算しま す。このため土地や家屋を取得し た翌年以降、国民健康保険税が高 くなる場合があります。

問税務課 ☎22-1313

第32回 世 11 6 世 10 世 5 大 7 1 今年も安心・安全な 作物がいっぱい!! 新そば試食会 もあるよ! 是非 ステージ発表等 食べてね!! 楽しいイベントも 盛り沢山!! 木工教室や小・ 中学生のミニ美術展 アートを楽しもう! 新米や新鮮野菜・ 果物など、お手ごろ 価格で販売!! ※お一人様1個限りとなります。 農機具展示会場は白石農機センター(深谷)

そのほか様々な企画で皆様のお越しをお待ちしています。

問農林課 ☎22-1253 ※詳しくは、広報しろいし11月号と一緒に配布する折り込みチラシをご覧ください。